2026年6月22日

各　位

旭川信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者宛てお振り込みに関するご案内

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
昨今、投資詐欺や架空請求詐欺等により、多額の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正送金される事案が増加しております。

当金庫では、こうした金融犯罪を取り巻く情勢や金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者あてのお振り込みに際し、振込依頼人名を変更してお振り込みされる場合には、お客さまのお取り引きを制限させていただく場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけすることもございますが、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

＜ご参考＞

● 金融庁からの要請
「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」（金融庁ウェブサイト）
https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html

● 警察庁からの要請
「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」（警察庁ウェブサイト）
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html

以　上

本件のお問い合わせ先
旭川信用金庫　営業統括部
(0166)26-1161

copyright(c)2024 ASAHIKAWA SHINKIN BANK